平成２２年（フ）第２１２号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3793番地
債務者　萩原江利香
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２１９号
奈良県香芝市穴虫3131番地の17
債務者　田中真理子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２３８号
奈良県橿原市曽我町1159番地の１みなづきハイツ201号室
債務者　新子　夕香（旧姓花田）
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
奈良県葛城市當麻60番地４　プレミール當麻101号
債務者　田中恭央子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２５４号
奈良県大和高田市片塩町17番14号
債務者　外村　克美
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２６１号
奈良県葛城市八川136番地３　成幸ハイツ305号
債務者　渡辺　義信
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２７３号
奈良県北葛城郡王寺町本町４丁目20番22号
債務者　大野　裕樹
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
奈良県北葛城郡王寺町本町４丁目20番22号
債務者　大野眞理子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２７５号
奈良県御所市665番地の７
債務者　尾崎　勝則
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２７９号
奈良県北葛城郡広陵町大字大塚380番地１、前住所奈良県北葛城郡広陵町大字平尾176番地１
債務者　森井　礼子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１７３号
山口県宇部市浜町２丁目９番４号
債務者　清水　　毅
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１１０号
山口県宇部市岬町２丁目３番45号
債務者　杉本　正一
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１２５号
山口県宇部市居能町３丁目４番17号、旧住所山口県宇部市大字際波75番地６
債務者　金丸　　通
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１２９号
山口県山陽小野田市柿の木坂１丁目３番12―１号　市営住宅12棟１号
債務者　井上　文江
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１３０号
山口県宇部市東梶返１丁目９番38―２号、旧住所山口県宇部市西梶返２丁目７番17号
債務者　工藤みさお（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第４４６９号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目16番４―101号
債務者　村上　淳一
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４８２号
大阪府豊中市柴原町２丁目４番４号
債務者　神谷　　学
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部